

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い関係規則の一部を改正する規則

(第1条関係) 石巻市保育の必要性の認定に関する規則の一部改正

改 正	現 行
<p>(認定の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校就学前子どもの保護者が、 法第19条第2号又は第3号に掲げる 小学校就学前子どもの区分に係る認定 を受けようとする場合には、その理由 を証する書類</p> <p>(現況の届出)</p> <p>第6条 教育・保育給付認定保護者（当該 教育・保育給付認定保護者の小学校就学 前子どもが法第19条第2号及び第3号 に掲げる小学校就学前子どもである教 育・保育給付認定保護者に限る。）は、 教育・保育給付認定の有効期間におい て、毎年、市長に対し、その労働時間 又は疾病の状況その他の内閣府令で定め る事項を教育・保育給付認定現況届（様式 第7号）により届け出なければならない 。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(認定の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校就学前子どもの保護者が、 法第19条第1項第2号又は第3号に 掲げる小学校就学前子どもの区分に係 る認定を受けようとする場合には、そ の理由を証する書類</p> <p>(現況の届出)</p> <p>第6条 教育・保育給付認定保護者（当該 教育・保育給付認定保護者の小学校就学 前子どもが法第19条第1項第2号及び 第3号に掲げる小学校就学前子どもであ る教育・保育給付認定保護者に限る。） は、教育・保育給付認定の有効期間にお いて、毎年、市長に対し、その労働時間 又は疾病の状況その他の内閣府令で定め る事項を教育・保育給付認定現況届（様 式第7号）により届け出なければならない 。</p> <p>2・3 (略)</p>

(第2条関係) 石巻市立こども園園則の一部改正

改 正	現 行
<p>(教育又は保育を提供する時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) 教育標準時間認定(支援法<u>第19条第1号</u>に係る認定をいう。)に関する教育時間 午前9時から午後1時10分までの4時間10分を標準とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(教育又は保育を提供する時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) 教育標準時間認定(支援法<u>第19条第1項第1号</u>に係る認定をいう。)に関する教育時間 午前9時から午後1時10分までの4時間10分を標準とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

(第3条関係) 石巻市子育てのための施設等利用給付の認定に関する規則の一部改正

改 正	現 行
<p>(認定の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法<u>第19条第1号</u>に規定し、かつ、法第30条の4第2号又は第3号に規定する小学校就学前子ども 子どものための教育・保育給付認定変更申請書(法<u>第19条第1号</u>)兼子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)</p> <p>(様式第3号)</p> <p>子どものための教育・保育給付認定変更申請書(法<u>第19条第1号</u>)兼子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)</p> <p>様式中</p> <p><u>法第19条第2号</u></p> <p><u>法第19条第3号</u></p>	<p>(認定の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法<u>第19条第1項第1号</u>に規定し、かつ、法第30条の4第2号又は第3号に規定する小学校就学前子ども 子どものための教育・保育給付認定変更申請書(法<u>第19条第1項第1号</u>)兼子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)</p> <p>(様式第3号)</p> <p>子どものための教育・保育給付認定変更申請書(法<u>第19条第1項第1号</u>)兼子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)</p> <p>様式中</p> <p><u>第19条第1項第2号</u></p> <p><u>第19条第1項第3号</u></p>